

## 世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その四)



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国の第二回普遍的定期審査（UPR）は、二〇一二年一〇月二五日に行われました。報告者団（トロイカ）を務めたのは、ジブチ、ハンガリー、インドネシアの三カ国でした。

前回取り上げた良心的兵役拒否についても再び取り上げられ、良心的兵役拒否を認める法律の制定を求めた勧告が行われました（フランス、ポーランドなど）。しかし、韓国政府の態度は固く、朝鮮半島の分断状況という特別の安全保障環境や徴兵制によって軍事上の人的資源を調達している現実、軍事的義務の公平な分配、さらには良心的兵役拒否に関する国民的コンセンサスの欠如を考えれば、代替的役務の導入は困難であるとして、これを拒否しました。

また韓国は、国家保安法を制定していることから、

第一回に続いて、恣意的適用や濫用に対する懸念が表明されました（ドイツ、ノルウェーなど）。しかし、韓国政府の回答はまるで判で押したかのように第一回の回答と同じでした。同法は国の安全保障および緊急事態に備える観点から必要であり、憲法裁判所や最高裁判所が示した解釈基準に従い、厳密に解釈・適用されているので、濫用の余地はないとの回答でした。

日本と同様の高齢化社会を迎え、労働力不足を補うために百万人を超える外国人労働者を受け入れていく韓国では、移住労働者に対する差別と人権侵害の問題が数多く発生しており、この点が第二回の審査でも取り上げられました。移住労働者の移動の自由の制限を緩和することを求める勧告（フランス）には、改善策を引き続き追求するとの回答がなされました。また不法移住労働者の基本的人権の立法的保護を求める勧告に対しては、こうした人々の人権が侵害されないように適正手続が遵守され、また適切な救済のための努力もなされると回答されました。

これらの問題も、先の問題と同様に引き続き、第三回以降のUPRで取り上げられるものと思われれます。そう考えると、このUPRという制度は、個々の国が抱えている人権問題を国連の場で審査する機会をもつという意味で、人権条約体制に入っていない国はもちろん、人権条約体制に多く入っている国にお

いても、重要であることがわかります。

ところで、アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、二〇一六年一二月末現在、死刑を全面的に禁止している国は一〇四カ国、通常犯罪（戦時における死刑を除く）のみを廃止している国は七カ国、事実上の死刑廃止国は三〇カ国、合計一四一カ国が法律上および事実上の死刑廃止国といえます。国連の加盟国数が一九三カ国ですので、大半の国が死刑廃止国といえます。これに対して死刑を存置している国は五七カ国にすぎません。こうした国際的な状況の中で、韓国もまた死刑存置国です。

第二回のUPRでもこの問題が取り上げられました。死刑廃止を求める自由権規約第二選択議定書の批准を求める勧告（ルワンダ、スイスなど）に対して、韓国政府は、死刑の廃止問題は、国の刑事管轄権から見た場合、基本的な重要性をもつ問題であり、慎重に検討すると述べました。しかし、注目されるのは、韓国は、一五年以上死刑を執行しておらず、事実上の死刑廃止国といえると回答した点です。この点は、日本と大きく異なっています。

日本では国民の八割が死刑を容認しています。実際、日本では、二〇〇七年二月に、戦後初めて収監中の死刑確定者の数が一〇〇〇人を越えました。昨年一〇月、日弁連は「二〇二〇年までに死刑制度の廃

止を目指し、終身刑の導入を検討する」と宣言しました。その背景には、死刑判決数も死刑執行数も増えている日本の現実があります。日弁連の調査によれば、死刑の判決数は、一九九一年から一九九七年までの七年間と二〇〇一年から二〇〇七年までの七年間を比較すると、第一審で約三倍、控訴審で約四・五倍、上告審で約二・三倍と、死刑判決の数が増えています。死刑執行数も、二〇〇七年には三回（計九名）、二〇〇八年には五回（計一五名）、二〇〇九年には二回（計七名）に死刑が執行されています。

UPRの審査に日本をはじめ各国は参加することによって、被審査国と比べて自国の人権状況がどのような地位にあるかを知ることができます。その意味で、発言にあたって、自国で実現していないことを他国に求めることはできないと考えれば、UPRは常に自国の人権状況が審査されているという側面があります。

同じように死刑存置国と考えていた隣国である韓国は、日本とは異なり、一九九八年の金大中大統領（当時）就任以来、一五年間事実上死刑を執行していない国であり、みずから事実上の死刑廃止国と回答しているのです。次回は、さらに韓国の第二回のUPR審査を通して、日本との異同を考えてみたいと思います。